

一般社団法人日本マンション学会 地域委員会設置規則

(当初制定：2010年4月17日 JICL 規則6号)

(目的)

第1条 本規則は、地域委員会の設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(地域委員会の設置)

第2条 地域委員会は、全国を以下の7地域に分けて各地域に設置する。各地域の区分は別表の通りとする。

北海道、東北、関東甲信越、中部、関西、中四国、九州・沖縄

2 理事会の承認により、前項に定める地域の一部（以下「新地域」という）を分割して地域委員会を設置することができる。

3 新地域において地域委員会の設置を希望する会員は、当該新地域に属する代議員全員を含む正会員10名以上の連名で、本会会長に地域委員会設置願いを提出するものとする。

(名称)

第3条 地域委員会の名称は、日本マンション学会〇〇委員会（〇〇は地域名）とする。

(定款に定める支部との関係)

第4条 本会定款57条に定める支部が設立された場合は、当該支部が管轄する地域の地域委員会は解散し、当該地域委員会の業務を支部に引き継ぐものとする。

(委員会の構成)

第5条 地域委員会は、当該地域に属する代議員全員を含む3名以上で構成する。

2 地域委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。なお、幹事等の役職は、各地域委員会が必要に応じて定めることができる。

3 委員長は、当該地域に属する代議員とし、該当する代議員が複数名の場合は互選により決める。なお、代議員が不在となった地域は、本会会長が委員長を指名する。

4 副委員長は委員長が指名し、委員長に事故又は支障がある時の代理を務めるものとする。

5 代議員以外の委員は、当該地域に属する会員より委員長が指名する。

6 委員長は、地域委員会の構成に変更があるときは、すみやかに本会会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、代議員の任期と同じとする。

(委員会の業務)

第7条 地域委員会は、当該地域に属する会員の情報交換と親睦、当該地域のマンション問題等を対象とした活動、並びに代議員の選出に関わる業務、等を行う。

(本部への報告)

第8条 地域委員会は、前条に定める業務等を実施するにあたり事前に理事会に報告しなければならない。この場合、理事会から変更等の指示があるときは、それに従うものとする。

2 地域委員会は、毎事業年度末に理事会に対し活動報告及び決算報告を行う。

3 地域委員会は、本会マンション学またはニューズレター等の編集者の求めに応じて、活動状況及び活動成果等の情報を提供するものとする。

(会員等が属する地域)

第9条 会員が属する地域は、勤務地または住所地のうち本人が届け出た地域とする。なお、特別の事情があるときは、理事会の承認を得て別の地域に属することができる。

2 代議員が属する地域は、本人が選挙により選出された地域とする。ただし、全国を対象とする選挙で選出された代議員は、勤務地または住所地のうち本人が届け出た地域とする。

3 日本国外に勤務地及び住所地がある会員は、本人が希望する地域に属するか、または属する地域なしとする。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

本規則は、本会定款63条に基づき2010年4月17日から施行する。

別表 地域区分

北海道	北海道
東北	青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島
関東甲信越	群馬・栃木・茨城・埼玉・東京・神奈川・千葉・山梨・長野・新潟
中部	静岡・愛知・三重・岐阜・富山・石川・福井
関西	滋賀・京都・奈良・和歌山・大阪・兵庫
中四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・四国4県
九州・沖縄	九州7県・沖縄
